

判決年月日	平成23年12月8日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成23年（ネ）10049号		
○発明を特定するために必要と認める事項の全てが記載された特許請求の範囲や、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載した発明の詳細な説明に記載されたものがあるからといって、直ちに、思想又は感情を創作的に表現したプログラムの著作物が存在することにはならない			

（関連条文）著作権法2条1項1号、10号の2、特許法2条1項、36条4項、5項

本件は、被控訴人（1審被告。Y）が被控訴人各ソフトをインストールした被控訴人サーバを製造、販売した行為について、控訴人（1審原告。X）が、Yの上記行為は、①Xの有する「データ入力装置」に係る本件特許権についての間接侵害（特許法101条2号）に当たる旨主張して、Yに対し、(ア)特許法100条に基づく被控訴人各ソフトをインストールしたサーバの製造、譲渡等の差止め及び廃棄並びに(イ)不法行為による損害賠償として7億5700万円及び遅延損害金の支払を求め、②選択的に、Xが著作権を有する本件プログラムの著作物の著作権（複製権）を侵害する旨主張して、上記(イ)の損害賠償を求める事案である。

原判決は、①特許権の間接侵害は成立しないこと、②著作権侵害も成立しないことを判示して、Xの請求をいずれも棄却した。

このため、Xがこれを不服として、上記(イ)のうち損害賠償につき5億円及び遅延損害金の支払を求める限度で控訴した。

本判決は、本件特許権の間接侵害は成立しないし、以下のとおり、プログラムの著作物の著作権（複製権）侵害も成立しないと判断して、本件控訴を棄却した。

「控訴人は、控訴人が作成したとする本件プログラム又はその複製物が存在すること、本件プログラムの具体的な表現及びその表現上の具体的な創作性について、何らの立証をしていない。

控訴人は、本件プログラムの内容は、本件発明の特許公報（甲2）に明示されていると主張する。

しかしながら、著作権法にいう「プログラム」とは、電子計算機を機能させて一の結果を得ることができるようにこれに対する指令を組み合わせたものとして表現したものであり（同法2条1項10号の2）、同じく「著作物」とは、思

想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう（同項 1 号）。したがって、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう発明（特許法 2 条 1 項）について、発明を特定するために必要と認める事項の全てが記載された特許請求の範囲や、その発明の属する技術の分野における通常知識を有する者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載した発明の詳細な説明（同法 36 条 4 項、5 項）に記載されたものがあるからといって、直ちに、思想又は感情を創作的に表現したプログラムの著作物が存在することにはならない。」